

基 調 報 告

広島支部 小 川 修 三

1 はじめに

第3回瀬戸内海シンポジウムに、中・四国、瀬戸内沿岸諸府県ならびに全国から参集された皆さん！

私どもは、瀬戸内から公害をなくすることを目的としたこのシンポジウムの第1回を一昨年高松市で、第2回を昨年山口市で開催し、自然科学と社会科学の両面から瀬戸内に現に起こっている具体的諸問題を研究するなかで、「列島改造論」や「高度経済成長政策」が、結局のところ、働く国民に苦しみを強要する政策にはかならないことを明らかにしてきました。また、瀬戸内の現状を科学的に解明することとならんで、働く国民にとって現在緊急に必要なことは何かを探究し、その探究結果を「高度経済成長政策」に対置すべきであると要求してきました。

「成長」
「日本」

昨年徳山沖などでとれた魚が重金属で汚染されていることが表面化して以来、そうでもなくとも打撃をうけていた内海漁業は決定的な打撃をうけ、漁業を生業にすることはほとんど不可能になりつつあります。したがって、また鮮魚商もその営業を破壊され、蛋白源の多くを魚介類にもとめていた市民は直接いのちをおびやかされる状態に追いこまれました。「開発」の名のもとに瀬戸内海の汚染が進行するかぎり事態は悪化するばかりです。昨年はまた、従来からの環境汚染に加え、物不足と物価のおどろくべき高騰が私どもをおそって苦しめました。私どもは昨年のシンポジウムで「列島改造論批判」を展開しましたが、今日の状況はその批判がなお有効かつ必要であることを示しています。

本日の第3回瀬戸内シンポジウムは、そのメイン・テーマを従来と同じく「『開発』と公害」と定め、瀬戸内海およびその沿岸における問題とならんで、内陸部、日本海側、太平洋側で生じている諸問題をも積極的にとりあげることにしました。瀬戸内をめぐる状況は基本的には今までと変わっていないというのが私たちの認識であり、このことが私たちにこのテーマ、すなわち「『開発』と公害」を継承させた理由になっております。

「開発」
「公害」

2 科学・技術の反社会的利用を追放するために

つぎに、科学や技術の研究をその仕事としている私たちが住民運動とも連繋しながらこのシンポジウムをもちつづけている背景について若干のべておきたいとおもいます。古い時代から今世紀の半ばまで、科学者や技術者は、科学・技術の反社会的な使用（悪用）に対して自らの社会的責任を自覚する段階には至っておりませんでした。第2次世界大戦末期に広島と長崎に投下された原子爆弾は、一瞬のうちに数10万人もの貴重な人命を奪い、それから約30年経った現在でもなお人々にいい知れぬ苦痛を与えつづけています。

「科学」
「技術」
「公害」
「社会」
「責任」

その後、ビキニ環礁でアメリカの核実験によってわが同胞のかけがえのないいのちが三たび奪われま

した。これらの不幸な事件は、世界の科学者に科学・技術の悪用に対する社会的責任を自覚させる強い契機を与えました。ラッセルおよびアインシュタインのよびかけによって世界の指導的な科学者が1957年7月カナダの小さな町バグウォッシュに集まり、科学の悪用に対して科学者自身も社会的責任を負わねばならぬ時代が到来したこと、つまり、科学の社会的役割について科学者自身も無関心でいられない時代が到来したことを共通の認識といたしました。この集いはその後も開かれ、バグウォッシュ会議という名で人々に知られております。これはまことに大きなできごとでありました。なぜなら、この認識はその後急速に広く普及し、広範な領域の科学者をして、科学の悪用による社会的不正義の横行を押える運動へとみちびくに至ったからです。わが国の原水爆禁止運動への科学者の結集はその重要な一つの現われです。また、他の現われは、ベトナム戦争にみることができます。トンキン湾における軍事的挑発によってはじめられたアメリカのベトナム侵略戦争では、皆さんもよくご存知のように、ベトナム全土の生態系を全く変えてしまうような化学の生物兵器や人間に苦しみを与えるためにだけ考えだされた各種爆弾（プラスチック爆弾、ボール爆弾、最新の電子技術を駆使した誘導爆弾や時限爆弾）が大量に使われ、科学・技術の成果が最大限に悪用されました。ベトナム国民自身による祖国防衛の正義の闘いと、それに連帯した世界諸国民の反帝・平和の勢力は侵略者アメリカをして昨年1月「ベトナム協定」の調印を余儀なくさせましたが、私共がここで強調したかったのは、ベトナム国民の正義の闘いに連帯を示した隊列の中に、科学の悪用に反対する多数の科学者も含まれていたということでもあります。

最大限利潤の追求をその活動の指導原理としている大企業が公害という反社会的な行為を続けており、現在の政府がそれに適切な規制を加えられないでいるという状況のもとで本日のシンポジウムが開かれていることはさききのべたとおりであります。

これらの大企業は、いずれも近代科学の成果を利用した高度の技術を使って生産活動を行っていますが、自らの排出物が環境を汚染して住民のいのちとくらしを破壊しつつあることには目をつぶっています。つまり、科学・技術の成果は環境汚染を起こさないようには使われてきませんでした。人々を死に至らしめたり再起不能に追いこんだりする環境汚染を許すような科学・技術の利用は、さききのべた原子爆弾やベトナムにおける残虐な兵器の利用と本質的に異なるところはありません。

科学・技術の今日の到達点からすれば、完全なクローズド・システムを採用することによって企業から有害な汚染物質のたれ流しをやめさせることはできるはずですが、過去の幾多の事例が示しているように、そのような方途を企業はとってきませんでした。また、それらの企業から政治献金を受けとっている政治家集団も自らすすんでそのような方途をとらせることができなかつたばかりか、逆に「開発」の名のもとに環境汚染を一層広めてきたのが事実であります。以上のことからわかりますように、結局、私たちが、つまり、被害者である働く人々が団結して大企業による科学・技術の反社会的利用（悪用）ならびにそれに追従する政治のやり方をやめさせる以外に将来を明るく展望することはできないということになります。そのためには科学者は独自の活動を行ないながらも、住民運動や労働組合運動とも提携しなければ科学の悪用をやめさせるという今日の課題に応えることはできないと私どもは考えます。これが瀬戸内シンポジウムに貫かれていく基本的な考え方です。

3 // 死の海 // 寸前の瀬戸内海とその責任

- (1) 私たち瀬戸内地域住民は、現在、ありとあらゆる種類の公害現象に苦しめられておりますが、その真の原因を知り、その正しい民主的解決をめざすために、今回のシンポジウムで取上げる問題は、主として埋立ての問題、^①環境汚染と安全性の問題^②および「開発」^③をめぐる民主主義の問題の三つであると言ってよいと思います。これらの問題をめぐって、現在、瀬戸内海全域が極めて深刻な事態に直面していることは、皆さんの日々の生活が敏感に感じ取られていることだろうと思います。また、公害問題の真の解決をめざし日夜奮闘している数多くの市民、労働者、科学者、医師、法律家がいることも身近に御存知のことでしょう。

瀬戸内地域をめぐるこの一年間の事態の進行をみてみますと、いくつかの特徴的な点が指摘できます。第一に、埋立て事業が汚染に拍車をかけていることです。瀬戸内海の水深7m以下の海域をすべて埋め立てるという「列島改造論」に沿う大規模な埋立て事業がドンドン実施に移されてきているのであります。水深7mまでの埋立てを行えば、約1.2億坪、現稼動工業用地の約4倍になり十分だというわけです。この埋立て事業は、工場用地等の造成と港湾の建設が目的とされますから、水産資源破壊・海水汚染・自然破壊のみならず、人工海岸線建設による海水・海流の変化による悪影響も十分考えられます。

第二に注目すべきことは、既設の臨海重化学工業地帯では、大企業のたれ流す工場排水、重金属へドロ、産業廃棄物の海洋投棄で、水質・底質の汚濁は激化するばかりということです。これに、都市下水、汚物の海洋投棄（但し、し尿投棄は昨年4月より全面禁止）が加わって、漁業資源に与える被害は甚大でありますし、沿岸のマツを枯死させたり、沿岸都市住民の健康を脅かす「複合汚染」をもたらすという点で極めて深刻であるといわねばなりません。赤潮発生の多発化・広域化（47年—164件、42年の4倍との報告あり）の現象もこれと無関係ではありえないでしょう。

さらに昨年5月熊本大学第2次水俣病研究班は有明海域に第3の水俣病発生をあきらかにし、全国民に対する重大な警告をなしたのでありますが、瀬戸内も第3、第4の水俣病について例外ではありえないことが次々と暴露・報告され、漁民・水産関係業者、一般消費者の怒りをよびおこしているわけです。水産庁および通産省の発表によりますと、岩国では最高79ppmという高濃度の汚染魚を検出した、東洋紡岩国工場は「1963年、試運転で500キロのPCBがもれた」と報告、水銀についても徳山曹達と東洋曹達で計500トン以上の未回収水銀があり、うち少なくとも6トンは海へ流出したとのこととあります。徳山では水俣病類似患者発生というショッキングな事件もあり、瀬戸内地域住民は、無責任な大企業の行為によってPCBと水銀のダブルパンチをうけたのであります。

さらに、大型タンカーの衝突事故や油流出事故あるいはコンビナート爆発などの災害発生の増加も、この一年の特徴であるといわねばなりません。大企業の下で何がなされるかを、典型的に示したのが、徳山市・出光石油化学徳山工場で起った爆発火災事故であります。この事故は、「二重三重の安全装置があり絶対大丈夫」といわれていたコンビナートで起った爆発火災事故であること、コンビナートで起ったら手のつけようがないことのみならず、調査が進むにつれ、この事故の真の原因が大企業の生産第一主義・利潤第一主義、企業秘密主義にもとづくことを事実で示したもので

あります。異常事態が発生してもこれを軽視し、装置を止め徹底した点検を行なうことをせず、なお操業をつづけようとする企業の無責任さ・反社会性は驚くばかりであります。また、「開発」と企業誘致には熱心であるが、安全確実な防災対策を怠ってきた県・市当局の責任も重大であることは、いうまでもありません。福山などでも爆発事故が相続いていて、瀬戸内海一帯は、〝ドロ沼化〟と同時に一つの巨大な〝爆発物貯蔵庫〟となりつつあると申し上げても決して過言ではないと思います。原子力発電所のたび重なる事故もこの不安をかき立てるだけであります。

以上みてきましたほかに、あとで議論されることになりますが、高速道路・バイパス・新幹線の建設の問題、瀬戸内海に霞が関ビル規模の橋ゲタ数十個を建設する本州四国連絡橋の問題、それによって生じうる様々の公害、土地取り上げ、漁業被害、自治体の財政圧迫の問題など、検討すべき問題が山積していることをつけ加えておきます。

- (2) こうした汚染の激化・危険の増大をもたらした最大の原因が、企業による無制限な利潤追求にあるのであって、ゴミをすてる消費者や農薬をまいた農民や、また公害企業で働く労働者は決して加害者ではなく、本質的に被害者であることは、去年のシンポジウムでも明確に指摘されておりますが、この一年の状況はこのことを立証してあまりがあります。最近こういう新聞報道がありました。合成洗剤の30%、歯磨の70%のシェアをにぎっているある大手メーカーが、自ら再販指定を取り下げて、それぞれの価格を20%～30%引上げることに踏み切ったというのです。商品過剰気味のときは、安売り・値くずれを防ぐ再販制度のメリットを使って消費者に高い品物を売りつけながら、モノ「不足」になり値くずれの心配がなくなると、高利潤追求という同じ目的から、再販指定を自ら取り下げ大巾値上げを強行するのが、現在の独占企業下で行われることです。一方政府は、異常な物価高インフレ激化、石油「危機」という極めて深刻な事態のなかで、国民に耐乏生活を要請しています。にもかかわらず他方では「列島改造」計画は破算にならず、高速自動車道路計画など大型プロジェクトは一部実施時期が延期されましたが、主要幹線道路建設は一そう推し進められようとしています。

また防衛関係費は巨額にふくらませ、「福祉重点」が泣くほど生活関連経費が切りつめられています。(49年度予算大蔵省原案参照)。「国民の福祉のためにこそ高度成長を」(「列島改造論」)との主張のギマン性が事実によって明らかになっているといえましょう。

したがってまた利潤第一主義の独占企業を保護し、「列島改造論」をやめない政策担当者にこそ、公害問題についての主たる責任があるといえましょう。

4 公害にかんする訴訟・立法の現状と課題

- (1) 昨年8月に、いわゆる公害四大訴訟(新潟水俣病、四日市公害、富山イタイイタイ病、熊本水俣病)は、いずれも原告勝訴という形で終結しました。では、これらの諸経験から私たちは何を学び生かしてゆくべきでしょうか。後に議論されることですが、幾点か指適させていただきたいと思います。

第一に、現在の時点で、企業の責任を明確にさせた、より正確には企業の責任を追及する法的な手段・方法を私たちがつかんだということです。排出汚染物質と公害病との間の因果関係は最後まで証明されなくともよい、有害な物質を出せば過失となり、工場の入口までの立証でよい—これは

公害反対運動の成果であることは言うまでもありません。70年代初頭で企業責任が一応明確にされたことの意義を認識し、これを再び不明確にしようとする動きは許さず、公害問題のより現実的解決への努力が要求されます。その意味で、昨年10月制定された「公害健康被害補償」(法111号)の内容および実際の運用には十分関心を払い、企業責任を全体のメカニズムの中へ吸収し再び不明確にしてゆかない為に、十分な監視が必要であります。

第二に、公害反対、完全救済運動を正しく推進してゆく上で、民主的な科学者、医師、法律家などの協力が極めて重要な役割を果すということです。これは、最初にのべました科学者の社会的責任の問題でもあります。

第三に、企業責任の明確化・徹底化(四日市判決でえられた開発にむける企業の責任の水準を維持・前進させる必要)、完全救済の実現(不完全救済制度の導入を許さず、株式会社の有限責任法理・企業秘密の打破)への努力とともに、今や公害防止、環境保全への具体的闘いがもっとも要求されております。被害を発生させないこと、より正しくは潜在的被害のない生活環境・自然環境・健康を作り出すこと——これが現在の課題であるといつてよいと思います。法的には、賠償論(金銭的補償→費用化→生命消耗による利潤獲得へ通じやすいので)から予防のための差止請求の問題となりましょう。独占資本の財産権に対して生存権・生活権・健康権・環境権を対置してゆく必要があります。

公害問題が昭和34年代に爆発的に顕在化して以来、行政はごまかし、まやかしの大独占擁護の客観的役割を果してきたのでありまして、全く問題対応的であったといえます。東京江戸川の製紙工場の水質汚濁問題で漁民が乱入すれば水質二法(1958)を、コンビナートのばい煙問題が増大するとばい煙規制法(1962)を作り、公害反対運動が広範に展開され、訴えもあい次いで提起されてくる中で、行政も公害行政に体系的に取り組んでいることを示す必要上公害対策基本法(1967)を作ってきたのであります。このように基本法自体もともと公害反対運動対策という性格を強くもっており、公害行政のこの性格は、現在でも完全にすてられたとはとても思えません。

私たちは四大公害訴訟の運動と成果および現在各地で斗われている公害反対の差し止め請求の運動に学び、公害の完全防止に奮闘しようではありませんか。とくに私どもは、環境行政から産業公害とゴミ・し尿問題との同列視の思想を追放させ、事前救済を通産省などに任すことなく、開発・工業立地(産業・経済)の脇役からこれを強力に規制するための主役にしなければならないと考えております。

- (2) 「3年間に瀬戸内海の汚れを半減させる」目的で、瀬戸内海環境保全臨時措置法(議員立法、48年、法第110号)が施行されてから三カ月経ちます。その法律は、政府に瀬戸内海環境保全基本計画の策定を義務づけるとともに、産業排水の汚濁負荷量を47年度当時の2分の1程度に減少させることなどを主な内容とするものです。法の主旨が厳正に実施されるなら、瀬戸内海汚染の悪化をくいとめるうえで一定の役割を果たすものといえます。しかし、これは、環境保全計画にしたがって長期的に抜本的に瀬戸内海を浄化するというものではなく、当面の措置を定める臨時措置法です。

また、産業排水規制の基準を化学的酸素要求量(COD)にのみ求めている点、基準時を47年においている点、瀬戸内海の環境を破壊している埋立てについても「公有水面埋立法」に定める

以上の特別の規制をおこなうものになっていない（知事は公有水面埋立ての免許につき十分配慮しなければならないとのみ規定）など、不十分なものであります。私たちは、法の主旨が厳正に実施されること、法の不備な点を改善し、抜本的な「瀬戸内海環境保全特別措置法」をすみやかに制定するため努力しなければならないと思います。

現在、国土総合開発法案（国総法案）が国会に上程されています。この法が成立したら、いまみた「臨時措置法」はどうなるのか—これも本シンポの一つのテーマになっております。この法案に対しては、新聞の論調も批判的であるし、野党はこぞって反対しているのですが、私どもはそこに含まれている問題のいくつかを指摘しておきたいと思います。

まず第一に指摘しておく必要のあることは、従来の国土政策が大きく転換される法的保障は全くないし、かえってこれまで以上の「産業優先の国土開発の促進」が追求されているということです。新しく「特定総合開発地域」指定の制度が設けられ、そこでは、事実上「列島改造」を推進する大規模開発事業を援助する土地取引規制や行財政上の手厚い措置がとられます。地方中核都市や大規模工業基地・全国新幹線鉄道や高速自動車道インターチェンジなどの建設のために、同地域内の土地所有者の土地が安く強制的に買い取られてしまうのであります。また、国民の利益のための土地の合理化利用という宣伝で新しく打出された「土地利用基本計画」（経企庁は、先取りの昨年9月に全都道府県に作成を指示している）も、国の機関委任事務とされ、総理大臣の承認事項になっており、市町村および地域住民の意思反映は全く保障されていないのであります。これがどのようなものになるか、どういう役割を果たすか全く明らかであります。目玉商品のように宣伝される「特別規制地域」の指定も、事実上土地投機をとりしまらない土地取引規制（一定規模以上にされる可能性あり）—土地所有者は安い格価で土地を買い上げられ、勤労者は、依然として、高い価格でなければ土地を手に入れることができない—になるおそれが十分にあります。さらに、「列島総買い占め」といわれるほど行なわれている大企業の買い占めた土地あるいは軍事基地を、国民のために放出する措置は、なにひとつおりてまわっていないのも本法案の性格を表わしているといえます。

第三に、地方自治と民主主義に対するあからさまの破壊をめざしているという点が注目されねばなりません。総合開発のための全国計画は閣議決定のみで作成されるのであり、これが他の国土利用にかんするあらゆる計画に優位するという点であります。都道府県計画についての総理大臣の助言・勧告権、土地利用計画の地域指定についての総理大臣の承認権が規定されるなど地方自治と民主主義への公然たる敵対であると評せざるをえないものであります。

自治体に対して、議会や住民の意見をきくな、しかし総理大臣の意見はきけ、国土利用など国のやる仕事だから、ということになりましょう。

本法案が成立するならば、瀬戸内海環境保全臨時措置法はすっ飛んでしまう危険性があります（法案第34条参照）。国総法が土地利用関係の基本法として、他の法律に優先するというのであるから、開発以外の政策的判断例えば環境保全・農地保全は、開発のために抑制されることになってしまうのです。まさに開発を暴走させる法案といわざるをえないでしょう。

5 むすび

今まで見てきた汚染の激化、危険の増大、それにもかかわらぬ開発の促進は、当然、地域住民による公害反対運動の多面的な発展をうながさずにはおきません。

1 昨年6月の「瀬戸内の環境を守る会」の結成をはじめ、運動の推進体が各府県レベルでも次々に結成されており、沿岸各地の運動が今や全県的、地方的規模で発展する条件が十分にあることを示しています。こうした中で、三大公害に反対する大阪での運動のように、住民運動をバックに公害企業の進出を食い止める成果もあがっており、内海の環境汚染をめぐって「守りから攻めの運動」が展開してきていることが特に注目されます。環境破壊が激発している現在、被害の事後的救済では、国民の真の意味での生存権保障は期待できないわけですから、環境保全のための具体的な努力が必要とされております。その意味で、大阪の経験や公害の事前差止権を認めさせた広島県高田郡吉田町での斗いの意義など十分にくみ取る必要があります。こうした環境回復・保全の斗いの前進は、地方政治の革新と堅く結びつかざるをえないという条件もあります。大分県臼杵市の市長リコール運動や和歌山県での原発設置反対運動などがその代表例でしょう。そこでは公害に反対する住民運動と、民主的な科学者、医師、法律家との協力が、強くかつ正しく統一されることの重要性を鮮明に示しています。それはまた本シンポジウムの追求している特徴でありそれ故にまた本シンポジウムの重要性を示すものであると確信するのであります。